

宮前区区民会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市区民会議条例（平成18年川崎市条例第11号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、宮前区区民会議（以下「区民会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(調査審議)

第2条 区民会議委員は、条例第1条の区民会議の目的を達成するため、地域社会が抱える課題の把握に努めるとともに、課題の解決に向け十分な調査審議を行うものとする。

2 区民会議は、区民会議要綱第2条で審議対象とした課題については、区民会議での調査審議にかかわらず、随時、その課題の解決に向けた取組状況等の報告を区長に求めることができるものとする。

(会議運営)

第3条 区民会議は、原則として年4回開催するものとし、区民会議委員、区民会議参与及び傍聴者が参加しやすい時期、時間帯に配慮する。

2 区民会議の調査審議は、出席委員の一致により決することを原則とし、委員長がこれにより難いと認める場合は、出席委員の3分の2以上の賛成により、区民会議の調査審議結果とすることができる。

(専門部会)

第4条 区民会議に、課題の整理及び調整、議事の事前調整、地域課題対応事業の評価及び審議を行うため、常設の企画部会を置き、課題を調査審議するため、必要に応じて個別専門部会を置く。

2 企画部会は、委員長、副委員長及び委員若干名で構成し、個別専門部会は、委員若干名をもって構成するものとする。

3 専門部会を構成する委員は、委員の自薦及び他薦によるものとし、それによりがたい場合は、委員長の指名とする。

4 専門部会は、部会長が必要に応じて招集し、部会長はその部会の議長となる。

5 部会長は、専門部会において十分な課題の調査検討が尽くされるよう努めるものとし、調査検討状況については、区民会議へ随時報告をし、

調査検討の結果を取りまとめた場合には、速やかに委員長へ書面にて報告するものとする。

6 専門部会の調査検討の結果は、出席部会員の一致により決することを原則とする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、区民会議の運営に関して必要な事項は、委員長が区民会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成18年7月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年9月1日から施行する。